

荒川消防署より救命講習受講優良証が交付されました

対象事業所 本社、本社分室、プレステージ三ノ輪SS

<公布要件>

1. 事業所や商店街、地域等で、救命講習の普及を推進する人（応急手当普及員など）が養成され、救命講習の普及に活用されていること
2. 交付対象毎に、総数（従業員数等）30%以上が有効期限内にある救命講習修了者である

